

第14回

参加無料



親子法律教室

あなたのもの わたしのもの

かんが　い　りゆう
～考えてみよう! はっきり言える理由～

日時

令和5年3月18日(土) 14:00～16:00

対象

小学生3・4・5年生
及びその保護者
(18組36名)

場所

ZOOMによる開催
(オンライン会議システム)

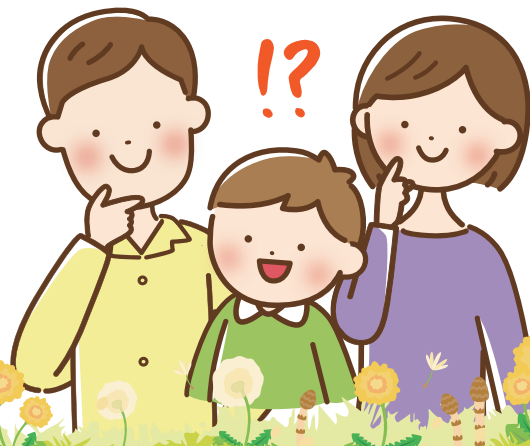
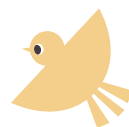
じぶん　じぶん　い
自分のものが自分のものって言えるのはどうしてだろう
も
持っているからかな?

じぶん　なまえ　か
自分の名前を書いているからかな?

も　なまえ　か
でも持っていなくても名前を書いていなくても

じぶん　じぶん
自分のものは自分のもの

たにん　たにん　ふしぎ
他人のものは他人のもの　なんだか不思議。



平日:午前10時～午後4時

主催
(問合せ先)

広島司法書士会

TEL.082-221-5345

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-69

ホームページ <https://www.shiho-hiro.jp/>

「親子法律教室」申込方法



パソコン、スマートフォン等にて
お申し込みください



① QRコードからお申し込みの場合

右記のQRコードを読み取り、申込専用フォームにて、必要事項をご入力ください。



② 当会ホームページからお申し込みの場合

当会ホームページの「広島司法書士会からのお知らせ」

【<https://www.shiho-hiro.jp/news/>】から、申込専用フォームにお進みいただくこともできます。

申込
締切

令和5年2月21日(火)まで

申込多数の場合は、抽選とさせていただきます。当落通知につきましては、2月28日(火)までにEメールにてご連絡いたします。

参加可能端末 カメラ、マイク、スピーカー機能のあるパソコン・タブレット等

本法律教室はインターネット通信を使用し、映像音声等の大容量のデータ通信を行います。ご参加いただくにあたっては、通信環境の安定を図るために可能な限りパソコン等のデバイスを用いて、有線で接続いただくことを推奨いたします。

保護者の方へ

今回の親子法律教室では「所有権」をテーマにします。物をあげたり、交換したりすることを取り上げますので、予めご承知おきください。

当日の様子は、記録・報告・今後の資料・当会の事業広報・報道機関の取材等の目的で写真並びにビデオ撮影させていただくこともありますので、ご了承ください。また、お申し込みの際にお預かりした個人情報は、当親子法律教室以外の目的には使用いたしません。

共 催：日本司法書士会連合会

後 援：法務省、日本司法支援センター、広島法務局、広島県、広島市、広島県教育委員会、広島市教育委員会、日本司法支援センター広島地方事務所（法テラス広島）、NPO法人消費者ネット広島、中国新聞社、司法書士法教育ネットワーク